

名古屋外国語大学大学院科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 名古屋外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条の規定に基づく大学院科目等履修生に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(入学許可)

第2条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）において、大学院科目等履修生として入学を希望する者がある場合、名古屋外国語大学大学院研究科会議（以下「研究科会議」という。）において選考の上、学長は、大学院科目等履修生として入学を許可する。

(入学時期)

第3条 大学院科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第4条 大学院科目等履修生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、外国籍の者については、本学在籍予定全期間において出入国管理及び難民認定法（昭和20年勅令542号）における在留資格を有することを必要とする。

- 一 大学院学則第24条に定める資格を有する者
- 二 研究科会議において前号と同等以上の学力があると認められた者
- 三 その他特別の事由によって研究科会議が適当と認めた者

(出願手続)

第5条 大学院科目等履修生として出願しようとする者は、所定の期日までに検定料及び大学院科目等履修生募集要項に掲げる必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(履修科目)

第6条 大学院科目等履修生の履修し得る科目は、本大学院が指定した科目とする。

(履修単位数)

第7条 大学院科目等履修生の履修し得る単位数は、各学期8単位以内とする。

(証明書の交付)

第8条 大学院科目等履修生が前条の定めにより単位を認定されたときは、証明書を交付する。

(学 費)

第9条 大学院科目等履修生として入学しようとする者の検定料、入学料及び履修料は、別表のとおりとする。

(細 則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て本大学院研究科長が定める。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	金 額	摘 要
検 定 料	10,000円	
入 学 料	20,000円	本学卒業者、本大学院修了者及び単位取得後退学者は免除する
履修料 1単位	15,000円	

